

議案第 6 4 号

狭山市税条例等の一部を改正する条例

(狭山市税条例の一部改正)

第 1 条 狭山市税条例 (昭和 3 0 年条例第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項中「しなかつた」を「をしなかつた」に、「 3 万円」を「 1 0 万円」に改める。

第 3 4 条の 7 を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額 (当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金

(2) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金 (同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金に該当するものを除く。) 並びに租税特別措置法 (昭和 3 2 年法律第 2 6 号) 第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの。

ア 市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金

イ アに掲げるもののほか、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定した寄附金

2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

第 3 6 条の 3 第 1 項中「本節」を「、本節」に改め、同条第 2 項中「第 2 条の 3 第 1 項各号に掲げる」を「第 2 条の 3 第 1 項に規定する」に、「前条第 1 項」を「、前条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「施行規則」を「、施行規則」に、「付記」を「附記」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「第36条の2第7項又は」を「同条第7項若しくは」に、「3万円」を「10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改める。

第61条第1項中「経過した」を「経過する」に改め、同条第3項中「当該土地又は家屋に係る」を「、当該土地又は家屋に係る」に、「、同項ただし書」を「同項ただし書」に、「これ」を「これら」に、「当該土地又は家屋に類似する」を「、当該土地又は家屋に類似する」に改め、同条第5項中「当該土地又は家屋に係る」を「、当該土地又は家屋に係る」に改め、「おいては」の次に「、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は」を加え、同条第6項中「当該」を「、当該」に改め、同条第8項中「前7項」を「、前7項」に改め、同条第9項中「以下」の次に「この条及び第74条において」を加え、「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改め、同条第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項中「3万円」を「10万円」に改め、同条第2項中「困り」を「より」に改める。

第75条第1項中「3万円」を「10万円」に改め、同条第3項中「の指定すべき期限」を「に指定すべき納期限」に改める。

第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第125条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第131条の2を第131条の3とし、第131条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第 1 3 1 条の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

第 1 3 3 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで」に、「、第 2 7 項、第 2 9 項又は第 3 1 項から第 3 3 項まで」を「又は第 2 8 項」に改める。

附則第 7 条の 4 を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第 3 4 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 3 4 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 1 6 条の 3 第 1 項、附則第 1 6 条の 4 第 1 項、附則第 1 7 条第 1 項、附則第 1 8 条第 1 項、附則第 1 8 条の 2 第 1 項又は附則第 1 8 条の 8 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 3 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第 8 条第 1 項中「平成 2 4 年度」を「平成 2 7 年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 2 5 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が 2 , 0 0 0 頭以内である場合に限る。）」を「法附則第 6 条第 4 項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第 3 3 条第 1 項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第 2 項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 2 5 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2 , 0 0 0 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が

含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）を「法附則第 6 条第 5 項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次」を「法附則第 6 条第 5 項各号」に改め、同項各号を削る。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「第 31 条の規定による認定」を「第 7 条第 1 項の登録」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項」及び「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項」及び「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項」及び「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 18 条第 5 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項」及び「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項」及び「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の8第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項」及び「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の9の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の9の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項」及び「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に改め、「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の9の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項」及び「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第23条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

(狭山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 狭山市税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第8項、第15項及び第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 狭山市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中狭山市税条例第26条第1項及び第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第125条第1項の改正規定、同条例第131条の2を同条例第131条の3とし、同条例第131条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

（2）第1条中狭山市税条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する同条第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の狭山市税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税

について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第23条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成23年11月28日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法等の改正に伴い、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、税に係る不申告等に関する過料の上限の引き上げ等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の適用期間の延長等を行うとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。